

標準的な運賃に係る特殊車両4車種の割増率について

この度、国土交通省から、令和2年4月に告示された「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」に関し、セメントバルク輸送、ダンプ輸送、コンクリートミキサー輸送、タンク（石油、化成品、高圧ガス）輸送の割増率が別添のとおり示されました。

- セメントバルク車は、「標準的な運賃」における「大型車（10 tクラス）」及び「トレーラー（20 tクラス）」の「2割増」となること。
- ダンプ車は、「標準的な運賃」における「大型車（10 tクラス）」の「2割増」となること。
- コンクリートミキサー車は、「標準的な運賃」における「大型車（10 tクラス）」の「2割増」となること。
- タンク車は、石油製品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 tクラス）」及び「トレーラー（20 tクラス）」の「3割増」となること、化成品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 tクラス）」及び「トレーラー（20 tクラス）」の「4割増」となること、高圧ガス製品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 tクラス）」及び「トレーラー（20 tクラス）」の「5割増以上（※）」となること。

※高圧ガスについては内容物に対応したタンク仕様による車両本体価格が高額となる場合がある。